

平成二十年一月二十八日提出  
質問 第三一 号

外務省の特権意識並びに行財政改革に対する認識に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省の特権意識並びに行財政改革に対する認識に関する質問主意書

二〇〇七年十月十一日号の「週刊新潮」七十四頁のコラム（以下、「コラム」という。）の中で、自身が貯めたマイレージを利用して航空機の座席をアップグレードした旨述べている外務省局長について質した質問主意書に対する政府答弁書（内閣衆質一六八第三五一号、以下、「政府答弁書」という。）を踏まえ、以下質問する。

一 「政府答弁書」では、二〇〇七年十月十一日から同年同月十六日までの間に外務省大臣官房で行われた、外務省にいる十名の局長のうち「コラム」にある発言をした者は誰かを確認する作業（以下、「確認」という。）について、①「確認」を行った人物の官職氏名、②「確認」の具体的方法、③十名の局長の「確認」に対するそれぞれの具体的な回答内容の三点（以下、「三点」という。）につき、外務省が記録は作成されておらずお答えできないと答弁していることを受け、①の人物が誰かについても外務省内において記憶が既に失われているのかと問うたところ、「お尋ねのあった事項については、記録は作成しておらずお答えすることはできない旨、先の答弁書（平成十九年十二月十八日内閣衆質一六八第三〇八号）一について等で繰り返し述べたとおりである。」と、同じ答弁が繰り返されている。外務省においては、

このような堂々巡りのやり取りを繰り返すのではなく、①の人物が誰かを明らかにされたい。①の人物は誰かを全ての外務省職員が既に忘れていたならば、その旨答弁されたい。

二 外務省は一の答弁の様に、記録が作成されていない以上「三点」について答弁できないと主張しているが、外務省において記録が作成されていないことについての問い合わせに対して、記憶に基づいて答弁することを禁ずる内規が存在するのか。

三 二で、そのような内規が存在しないのならば、かつ一で①の人物が誰かについての記憶も失われていないのならば、①の人物が誰かを明らかにし、その人物の記憶に従って、②と③につき明らかにされたい。

四 「政府答弁書」で、外務省は「確認」について「御指摘の週刊誌の記述にある『局長』の発言については、大臣官房において確認し、その旨を明確にお答えしてきている。」と述べているが、これまで繰り返して問うてきた「三点」について何ら具体的な回答をしないまま、何をもって「明確に」答弁していると言えるのか、その根拠を説明されたい。

五 外務省職員を除く国家公務員が、公費による出張で航空機を利用する際に私的にマイレージを取得し、それを私的な便宜を図るために使用することに対して、何らかの内規上の制約は課されているか。全て明

らかにされたい。

六 現在我が国の喫緊の課題となっている行財政改革に対する外務省の認識如何。行財政改革を執行する上で、外務省にはどのような役割を果たすことが求められていると外務省は認識しているか。

七 「政府答弁書」で、外務省職員が公費による出張で航空機を利用する際に私的にマイレージを取得し、それを私的な便宜を図るために使用することについて、「出張で航空機を利用する際に職員が取得するマイレージを外務省として管理又は利用しているということではなく、現時点においてそのような必要があるとも考えていない」と、外務省として何ら問題意識を有していない旨答弁している。外務省の右の認識は、六と照らし合わせて果たして適当な認識か。

右質問する。